

◇ 模擬講義のテーマ ◇

「成年年齢の引き下げと契約」

◇ 《設問1》(模擬講義の要点整理)の解答例 ◇

契約とは取引の約束のことで、一度結ぶと都合が悪くなくても勝手にやめられない。民法では18歳以上を成年者、18歳未満を未成年者という。未成年者が契約を結ぶには親の同意が必要で、同意ナシで結んだ契約は本人や親が取り消すことができる。2022年4月1日以降、成年年齢は20歳から18歳に引き下げられた。18歳・19歳の人たちも自分だけの判断で契約を結べるようになったが、未成年者保護の対象外になったので慎重な判断が必要だ。(200字)

※キーワード

契約、未成年者、親の同意、(契約の)取消し*、成年年齢の引き下げ

* (契約の)取消しは「契約は原則として取り消せない」「未成年者による親の同意のない契約は取り消せる」「成年者になると未成年者保護の対象外となり契約を取り消せなくなる」といった、いずれの文脈で使われていても構いません。

◇ 《設問2》の論題と評価の視点 ◇

〔論題〕

講義の内容に基づいて、成年年齢引き下げの影響の良い点と心配される点の両方を挙げ、心配される点への対策としてどのようなことが考えられるかを600字以内の文章で説明しなさい。

〔評価の視点〕

- ・ 良い点と心配される点のどちらか一方にしか言及していない場合には得点率40%を基準とします。
- ・ 心配される点への対策として「成年年齢を元通り20歳にする」との提案(または、これに類するもの)の場合は得点率40%を基準とします。
- ・ 出題者が想定する「心配される点」は、例えば「18歳だと親から自立していない場合も多く、契約を結ぶ前に慎重な判断をする経験も足りないのではないか」といった内容です。この点に対する「対策」の例としては「小学生や中学生などの早い時期から年齢に応じた消費者教育を受ける機会を提供する」ことです。ただし、これらはあくまでも例であり、心配される点とその対策が合理的に提示されていればプラス評価とします。
- ・ 模擬講義では、良い点について「18歳、19歳の人たちができることの範囲が広がった」と大まかに説明しているに過ぎません。これについて何らかの具体例を挙げている場合には、論理性・説得性とは別にプラス評価とします。
- ・ 自分自身の問題として当事者意識をもって書かれていたり、実体験に基づく具体例を挙げたりしている答案是、論理性・説得性とは別にプラス評価とします。
- ・ 行頭の文字下げや段落分けが不適切な箇所があったり、誤字・脱字がある場合には、一定の減点をおこないます。